

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和7年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置について、対象となる償却資産の細目(※)を定める。

※ 土工、土留擁壁、橋りょう、落石覆い等設備等の一定の施設のうち、豪雨による被害を防止し、又は軽減するために取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの。

(2) 地方税関係通知について、納税者等の申出がある場合、当該通知により納税者等に通知した事項をeLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を経由して電子的に提供することを可能とする措置について、対象となる地方税関係通知(※)等を定める。

※ 次の地方税関係通知(これらに附属する通知(納付書等)を含む。)

- ① 自動車税種別割の納税通知書
- ② 固定資産税又は都市計画税の納税通知書、課税明細書及び更正決定通知書
- ③ 軽自動車税種別割の納税通知書

3 施行期日

原則として令和7年4月1日